

第182回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第7号

令和元年7月3日かすみがうら市農業委員会告示第7号をもって、令和元年7月10日(水)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第182回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和元年7月10日(水) 午後3時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齋藤 幸雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 局長補佐 山本 好徳
主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

2番 塚本 勝男 3番 海東 功

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第42号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第45号 現況証明願の交付決定について
議案第46号 農地改良協議書に対する同意について
議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
- ⑥ その他

8 閉会

午後4時15分閉会

事務局長	開会前に、互助会慶弔規程による見舞金の支出報告
事務局長	<p>それでは、只今から、令和元年度 第182回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願い致します。</p>
議長	<p>齊藤会長あいさつ</p> <p>はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に、会議録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、2番 塚本勝男 委員、3番 海東功 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局職員の松澤主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第19号から報告第20号までの報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が配布されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>「議案第42号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。なお、番号4番から番号7番は、関連がございますので一括議題とし、先に審議いたします。また、番号4番については、14番 栗原進一委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会規則第13条の規定により、退席願います。</p> <p>(14番 栗原進一委員 退席)</p>
議長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p> <p>(議案の朗読を行う)</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5番 塚本茂委員	<p>7月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、井坂委員と貝塚委員と私、塚本の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、説明いたします。当案件は、借人が同一なので一括で説明します。</p> <p>番号4、5、6番は、●●●●●小学校から1.3キロ北に位置する田3筆、番号7番は、そこから1キロ北西に位置する田2筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されておりました。申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。ハスを作付する計画です。</p>

議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号4番、番号5番、番号6番、番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番、番号5番、番号6番、番号7番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>14番 栗原進一委員の入室をお願いします。</p> <p>(14番 栗原進一委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、番号1番から番号3番及び番号8番から番号10番を上程いたします。なお、番号2番、番号3番については、この後の農地法第5条許可案件の番号1番、番号2番と関連がありますので、農地法第5条の許可と併せて審議をお願いします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5番 塚本茂委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番は、上稻吉の県道沿いの●●●●●●から約300m北東に位置する畑になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。栗を作付する計画です。 番号2番、3番は、5条案件と関連する申請ですので、5条審議の際、一括での説明となります。 番号8番は、介護施設●●●●●●から約600m南東に位置する畑3筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。飼料作物を作付する計画です。 番号9番は、●●●●●●入口から約700m南東に位置する畑1筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。 番号10番は、加茂地内の●●公民館から約240m南東に位置する田と、同じく公民館から約300m東に位置する田、合計2筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号10番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号10番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
8番 井坂委員	それでは説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、牛渡地内の●●●●商事から約600m南東に位置する畑1筆で、第1種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は農業用倉庫を計画しております。申請地は第1種農地ですが、農業用施設の建設であることから、不許可の例外に該当し、許可要件は満たしており、転用による影響はないと判断しました。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、加茂地内の●●●●●●●●から約360m南東に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況は、多少雑草が繁茂している状況でした。申請人は自己住宅を計画しております。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可

	以上、委員の皆様のご更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。
議 長	番号1番、番号2番については、議案第42号の番号2番、番号3番と関連がありますので、一括審議といたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	1番、2番は、同じようなものなのだけど、農地面積が違うんだよね。
事務局	農地の面積というのは、
1番 栗山委員	転用計画欄の農地面積は、411.85㎡で、申請土地欄の面積が、8.44㎡と1248.5㎡
事務局	下部農地面積というのは、太陽光パネルの下で営農をする面積で、パネルの面積でも斜面がついているので、上から見た面積を計算して411.85㎡ということで、報告があがってきております。その411.85㎡で営農をするような形となっています。8.44㎡というのは、架台とかパイプの断面積とパワコンの底面積を合わせた面積となります。一時転用は、この8.44㎡を転用することになります。
1番 栗山委員	あとは全部農地なんでしょう。
事務局	基本的には、太陽光の下で営農をして、後は、通路とか、作業のスペースもあるということで聞いています。実際に営農をするのは、太陽光パネルの下の411.85㎡ということで確認しております。
1番 栗山委員	耕作困難なためと書いてあるが、みょうがは太陽光パネルの下でなくてもできるんだよね。 太陽光の収益と農業の収益と比重はどのなの。 ただ、農業行為を脱法行為でやるというのであれば、農業委員会で認めることはできないよ。 地形はどのなの
事務局	梨園なので平らです。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番、番号2番及び議案第42号の番号2番、番号3番については原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、番号1番、番号2番及び議案第42号の番号2番、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは、採決いたします。番号3番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは、採決いたします。番号4番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは、採決いたします。番号5番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第42号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」及び「議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第45号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
8番 井坂委員	説明いたします。図面番号7番をご覧ください。 番号1番は、●●●●●●●●小学校より約200m北東に位置します。こちらは、20年以上前から原野化しており現在に至っていることから証明しても問題ないと判断しました。 続いて図面番号8番をご覧ください。 番号2番は、男神地内の●●●●●●●●より約200m南東に位置する2筆になります。こちらは20年以上前から原野化しており現在に至っていることから証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
2番 塚本委員	現況は原野で、台帳は畑ですけど、地目変更がされたときには、農業委員会に報告書はあがってくるの
事務局	報告書は、法務局や税務課から特に報告はないんですが、委員さんが調査をした際に確認できたり、後は、事務局でも登記情報とか税務情報を見れますので、確認できたときは、直したりすることはしております。
2番 塚本委員	確認してもらわないと、報告案件でもいいんですけど、地目変更はできましたということあげてもらうんだよ。いつになってもわかんないから。よろしくお願ひします。
事務局	今後は、このような申請があった場合は、何か月間かは確認いれるように、地目が変わっていれば台帳の方から抜くような形とらせていただきます。
2番 塚本委員	よろしくお願ひします。

議 長	よろしいですか。それでは、採決いたします。番号1番について原案のとおり交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは、採決いたします。番号2番について原案のとおり交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第45号 現況証明願いの交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第46号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う。)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いします。
8番 井坂委員	続いて、図面番号9番をご覧ください。 番号1番は、農業集落排水施設●●処理場から約400m北西の田になります。市発注の排水整備工事から発生する土砂を入れ、田畑転換するための申請となります。改良後は粟を作付けする計画となっております。 続いて、図面番号10番をご覧ください。 番号2番は、●●●●●●から約1キロ北西の田になります。市発注の交差点改良工事から発生する土砂を入れ、田畑転換するための申請となります。改良後は、野菜を作付けする計画となっております。 続いて、図面番号11番をご覧ください。 番号3番は、加茂地内の●●●霞ヶ浦工場から約650m北東の田になります。申請地近くの農地から発生する土砂を入れ、田畑転換するための申請となります。改良後は柿を作付けする計画となっております。 以上、同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願います。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは、採決いたします。番号1番について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	これ、どれくらい入れるの。
事務局	番号2番の発生土量は、2,200m ³ です。

1番 栗山委員	これは、●●●●●●●●が決まらなかった場所なんですよ。
事務局	90cmから1mくらいを入れるということであがってきています。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは、採決いたします。番号3番について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	「議案第46号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。10ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で26件。面積は、71,840㎡です。その内、新規23件で主な作物は水稲・レンコンとなります。再設定は3件で、主な作物は、水稲、野菜となります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、設定の内容についてご説明いたします。 15ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が2件、面積4,246㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第49号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	17ページをご覧ください。 市長より、令和元年6月26日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2件、面積が4,246㎡です。 内容につきましては、議案第48号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容です。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、8月9日(金)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、外塚孝雄委員、中山峰雄委員、谷中昌委員です。 日時は、8月2日(金)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願 いします。
議 長	次に、11月3日に開催される「第15回かすみがうら祭り」の実行委員会から、参加 意向の案内がありました。例年、「じゃがバター」と「レンコン販売」で出店し ていますが、いかがでしょうか。 なお、例年テントは1張で申し込みをしておりますが、本年度も例年どおりの申し 込みでよろしいでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	その他事務局からありますか。

事務局長

①本日の農政懇談会、暑気払いの案内

議 長

ただいま説明がありましたが、ご質問等ありませんか。

(意見、質問等なし)

議 長

以上をもちまして、第182回総会を閉会いたします。
長時間にわたり、慎重審議 大変ご苦勞様でした。

(午後4時15分閉会)